

別表第一 参考項目（第二十一条関係）

又土地	施の工事					影響要因の区分	環境要素の区分
	護岸等の施工	造成等の施工	資材、機械及び建設事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	建設機械及び作業船の稼働	建設機械の稼働		
埋陸	埋水	埋陸	埋水	埋陸			
			○	○	○	窒素酸化物 おおい物	大気環境
			○	○	○	粉じん等	大気環境
			○	○	○	騒音	騒音
			○	○	○	振動	振動
						悪臭	悪臭
						水の汚れ	水環境
	○	○				水の濁り	水環境
						有害物質等	水環境
○		○				地下水の流れ	水環境
○	○	○				重要な地形及び地質	土壌に係る他の環境
○	○	○				重要なる種及び注目すべき生き物	動物
○	○	○				重要なる種及び群落	植物
○	○	○				地域を特徴づける生態系	生態系
○						主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	景観
○	○	○				主要な自然との接触の機会及び活動の場	人と自然との接触の機会及び活動の場
	○	○				建設事に伴う副産物	廃棄物等
						メタンガス	温室効果ガス等
			○	○	○	二酸化炭素	温室効果ガス等
	○*	○*	○*	○*	○*	放射線の量	放射線の量

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

一般環境中の放射線物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

- 四 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 五 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。
- 六 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 七 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 八 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 九 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。
- 十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。